

## 横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正に関する意見公募要領

この度、横浜市環境影響評価条例施行規則の「別表第 1 第 1 分類事業及び第 2 分類事業」に定める「高層建築物の建設」の「第 2 分類事業の要件」について、一部改正を予定しています。  
つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

### 1 意見公募期間

平成 29 年 4 月 3 日（月）から平成 29 年 5 月 2 日（火）まで（郵送の場合は当日消印有効）

### 2 意見提出方法

意見提出用紙に御記入のうえ、次のいずれかの方法により、御提出願います。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：[ks-eikyohyoka@city.yokohama.jp](mailto:ks-eikyohyoka@city.yokohama.jp)

横浜市環境創造局環境影響評価課 あて

※件名に【意見提出】と表記してください。

(2) F A X の場合

F A X 番号：045-663-7831

横浜市環境創造局環境影響評価課 あて

(3) 郵送の場合

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

横浜市環境創造局環境影響評価課 あて

(4) 持参の場合

横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル 8 階

横浜市環境創造局環境影響評価課 あて

※受付は平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時までとなります。

### 3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。

### 4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市環境創造局環境影響評価課

電話番号：045-671-2495

※電話による御意見は御遠慮くださいますよう、お願いいたします。